広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー利用のスマート化を推進し、もって地球温暖化防止に資するため、住宅に家庭用燃料電池を設置等する者に対し、予算の範囲内において、その設置等に要する経費の一部についての補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　家庭用燃料電池　都市ガス及びLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる設備

⑵　住宅　本市の区域内に存する一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅をいう。ただし、公営住宅を除く。

⑶　一戸建住宅　一つの建物が一つの住戸により構成される住宅であって、複数の世帯が入居する場合は、各世帯が独立して使用する部分相互の行き来ができるものをいう。

なお、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する住宅を含む。

⑷　共同住宅　一つの建物が複数の住戸により構成される住宅であって、各世帯が入居する住戸が独立し、住戸内部で相互の行き来ができないもの（次号に定める分譲共同住宅を除く。）をいう。

⑸　分譲共同住宅　共同住宅のうち、各世帯が入居する住戸をそれぞれが区分所有するものをいう。

⑹　機器費　家庭用燃料電池の購入費で、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象経費の機器費の内容と同様とする。

⑺　工事費　家庭用燃料電池の設置に係る工事費で、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象経費の工事費の内容と同様とする。

（補助対象工事等）

第３条　補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　住宅に第５条に定める家庭用燃料電池（以下「補助対象機器」という。）を設置するもの

⑵　補助対象機器が設置された住宅を購入するもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

⑴　本市の区域内に居住する個人

⑵　広島市税を滞納していない個人

⑶　次に掲げるいずれかに該当する個人

ア　一戸建住宅の所有者であって、自らが居住する当該住宅に補助対象工事等を実施する個人

イ　共同住宅の所有者であって、自らが居住する当該共同住宅の住戸に補助対象工事等を実施する個人

ウ　分譲共同住宅の区分所有者であって、居住する自らの専有部分に補助対象工事等を実施する個人

エ　一戸建住宅の所有者であって、賃貸する当該一戸建住宅に補助対象工事等を実施する個人

オ　共同住宅の所有者であって、賃貸する当該共同住宅の住戸に補助対象工事等を実施する個人

カ　分譲共同住宅の区分所有者であって、賃貸する自らの専有部分に補助対象工事等を実施する個人

キ　補助対象工事等を実施する住宅の賃借人であって、当該住宅の自らが居住の用に供する部分に補助対象工事等を実施する個人

ク　前各号に掲げる事項に類する個人で、市長が認める個人

２　前項第３号アからキに掲げた個人は、当該一戸建住宅又は当該共同住宅に当該個人以外の所有者がいる場合、又は当該分譲共同住宅の補助対象工事等を実施する専有部分に当該個人以外の区分所有者がいる場合は、補助対象工事等を行うことについて、あらかじめ、他の所有者又は区分所有者全員の同意を得なければならない。

（補助対象機器等）

第５条　補助金の交付対象となる補助対象機器は、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象システムとして指定された未使用の家庭用燃料電池とする。ただし、１台当たりの機器費及び工事費の合計額が２０万円以上のものに限る。

（補助金の交付額）

第６条　補助金の交付額は、１台当たり５万円とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に、別表１に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の受付）

第８条　市長は、別に定める申請受付期間内に、先着順に前条の規定による補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

２　申請受付期間内であっても、当該年度に申請を受け付けた台数が、別に定める募集台数に達した場合は、達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了する。

なお、受付終了日に提出された申請については、抽選により、受け付ける申請を決定する。

（交付の決定等）

第９条　市長は、受付を行った申請書及び別表１に掲げる書類を審査して、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定通知書（第２号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

２　前項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、交付しない旨の決定をし、その旨を広島市家庭用燃料電池設置補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認等）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた申請者は、申請書に記載した内容を変更しようとするときは、遅滞なく、広島市家庭用燃料電池設置計画変更申請書（第４号様式）に、別表１に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

２　補助金の交付の決定を受けた申請者が、当該決定に係る補助対象工事等を廃止しようとするときは、遅滞なく、広島市家庭用燃料電池設置計画廃止申請書（第５号様式）を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

３　市長が、前項の規定による承認を行った場合は、補助金の交付の決定は取り消されたものとみなす。

（補助対象工事等の着工等）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた申請者が、第３条第１項第１号に定める補助対象工事等を実施するときは、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に補助対象機器の設置工事を実施しなければならない。

２　補助金の交付の決定を受けた申請者が、第３条第１項第２号に定める補助対象工事等を実施するときは、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に補助対象機器が設置された住宅の代金を支払い、領収書を取得しなければならない。

（実績報告及び交付請求）

第１２条　補助金の交付の決定を受けた申請者（第１０条第２項に規定する申請者を除く）は、補助対象工事等の完了後、その完了の日から４０日又は別に定める日のいずれか早い日までに、広島市家庭用燃料電池設置補助金実績報告書兼交付請求書（第６号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表２に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　第３条第１項第１号に定める補助対象工事等における完了の日は、補助対象機器の設置工事が完了し、機器費及び工事費を支払い、領収書を取得した日をいう。

３　第３条第１項第２号に定める補助対象工事等における完了の日は、補助対象機器が設置された住宅の代金を支払い、領収書を取得した日をいう。

（補助金の交付）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書及び別表２に掲げる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助対象工事等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を受けた申請者に広島市家庭用燃料電池設置補助金交付金額確定通知書（第７号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

２　一の申請者は、一の年度に一の住宅の補助対象機器に限り、補助金の交付を受けることができる。

３　一の補助対象機器に対する補助金の交付は、１回に限る。

（交付決定の取消し等）

第１４条　市長は、第１２条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書及び別表２に掲げる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助対象工事等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要に応じてこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助金の交付の決定を受けた申請者に対して命令し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは，その旨を広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定取消通知書（第８号様式）により当該補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

（財産処分の制限）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、本要綱により補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を、補助対象工事等の完了の日から６年以内に、市長の承認を受けないで除却し、廃棄し、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（協力の要請）

第１６条　市長は、第１３条の規定により、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について、求めることができる。

⑴　補助対象機器を設置した翌月から１年間における発生電力量等を、広島市家庭用燃料電池稼働状況報告書（第９号様式）により提出すること。

⑵　本市又は広島市地球温暖化対策地域協議会が実施する事業に参加すること。

（委任規定）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成２７年８月３日から施行する。

別表１（第７条及び第１０条関係）

申請書に添える必要書類		補足説明
1	工事請負契約書等の写し	工事請負契約書（補助対象機器が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書）の写し又は注文書及び注文請書の写し
2	補助対象機器の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類	補助対象機器の機器費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類
3	補助対象機器の仕様が明記されている書類	補助対象機器の製造事業者名、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号が明記されている取扱説明書等の写し
4	補助対象機器を設置する住宅の案内図	住宅地図等、補助対象機器を設置する住宅の位置が分かる地図
5	補助対象機器の設置前の現況写真	補助対象機器の設置前の現況を示すカラー写真
	新築住宅に補助対象機器を設置する場合（申請時に住宅がない場合）	建設予定地
	既築住宅に補助対象機器を設置する場合	補助対象機器を設置する場所及び補助対象機器を設置する住宅の全景
	補助対象機器が設置された住宅を購入する場合	不要（実績報告書提出時に提出）
6	広島市税の納税証明書	・申請日前の３か月以内に交付されたもの ・広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、納税証明書の不添付理由書（第１１号様式）を提出
7	住民票の写し	・申請日前の３か月以内に交付されたもの ・納税証明書の住所で対象住宅の住民であることが確認できる場合は不要 ・申請日以後に補助対象機器を設置する住宅に転居する場合は覚書（第１２号様式）を提出
8	住宅所有者の同意書（第１０号様式）	補助対象機器を設置する住宅に、申請者以外の所有者（分譲共同住宅の場合は、区分所有者）がいる場合に提出
9	賃貸借契約書の写し	申請者が住宅を賃借している場合に提出
10	その他市長が必要と認める書類	

別表２（第１２条関係）

実績報告書に添える書類		補足説明
1	補助対象機器に係る領収書の写し	補助対象機器の機器費及び工事費の額を交付申請時から変更したときは、変更後の費用が明記されている書類を別途、提出
2	補助対象機器の保証書の写し	補助対象機器の製造事業者名及び品名番号が明記されている保証書の写し
3	補助対象機器の設置後の現況写真	補助対象機器の設置後の現況を示す以下のカラー写真 ①補助対象機器の全景 ②補助対象機器の燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号が確認できる銘板 ③補助対象機器が設置された住宅の全景
4	住民票の写し	申請書に添付していない場合に提出
5	その他市長が必要と認める書類	

第１号様式（第７条関係）

捨印

※市記入欄

受付番号	

平成　　年　　月　　日

(宛 先)
広 島 市 長

申請者　郵便番号
住　　所
フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号
日中の連絡先

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書

私は、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助対象工事等区分

区　分	□ 住宅に家庭用燃料電池を設置 □ 家庭用燃料電池が設置された住宅を購入

２　補助対象機器の設置場所・設置者の区分

設置場所の住所	広島市　　区　　丁目		
住宅の種類	□ 一戸建住宅	□ 共同住宅	□ 分譲共同住宅
	□ 新築	□ 既築	
居住等の区分	□ 対象住宅に居住	□ 対象住宅を賃貸	□ 対象住宅を賃借
対象住宅の所有者	□ 申請者と同一	□ その他（共有を含む。）	

３　補助対象機器

補助対象機器の概要		
	品名番号	製造事業者名
燃料電池ユニット		
貯湯ユニット		
機器費及び工事費（消費税を含まない額）		円

４　補助対象工事等計画

工事請負契約日 （売買契約日）	平成　　年　　月　　日		
設置工事着工予定日	平成　　年　　月　　日		
設置工事完了予定日	平成　　年　　月　　日		
工事事業者名・部署名 （販売事業者名）			
住所			
代表者氏名			
担当者名		電話番号	
燃料種類	□ 都市ガス	□ ＬＰガス	

⇒　裏面の必要書類を添付してください。

□　必要な添付書類

申請書に添える必要書類		補足説明
1	工事請負契約書等の写し	工事請負契約書（補助対象機器が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書）の写し又は注文書及び注文請書の写し
2	補助対象機器の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類	補助対象機器の機器費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類
3	補助対象機器の仕様が明記されている書類	補助対象機器の製造事業者名、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号が明記されている取扱説明書等の写し
4	補助対象機器を設置する住宅の案内図	住宅地図等、補助対象機器を設置する住宅の位置が分かる地図
5	補助対象機器の設置前の現況写真	補助対象機器の設置前の現況を示すカラー写真
	新築住宅に補助対象機器を設置する場合（申請時に住宅がない場合）	建設予定地
	既築住宅に補助対象機器を設置する場合	補助対象機器を設置する場所及び補助対象機器を設置する住宅の全景
	補助対象機器が設置された住宅を購入する場合	不要（実績報告書提出時に提出）
6	広島市税の納税証明書	・申請日前の３か月以内に交付されたもの ・広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、納税証明書の不添付理由書（第１１号様式）を提出
7	住民票の写し	・申請日前の３か月以内に交付されたもの ・納税証明書の住所で対象住宅の住民であることが確認できる場合は不要 ・申請日以後に補助対象機器を設置する住宅に転居する場合は覚書（第１２号様式）を提出
8	住宅所有者の同意書（第１０号様式）	補助対象機器を設置する住宅に、申請者以外の所有者（分譲共同住宅の場合は、区分所有者）がいる場合に提出
9	賃貸借契約書の写し	申請者が住宅を賃借している場合に提出
10	その他市長が必要と認める書類	

第２号様式（第９条関係）

広島市指令環温第　　号
平成　　年　　月　　日

様

広島市長　松井　一實　　印
（環境局温暖化対策課）

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付けで交付申請のあった広島市家庭用燃料電池設置補助金については、下記のとおり補助金交付を決定したので、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第９条第１項の規定により、通知します。

記

補助金名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金交付決定番号	H　　－　　号
補助金交付決定日	平成　　年　　月　　日
補助金交付決定額	５０，０００円

交付条件

⑴　申請書に記載した内容を変更又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

⑵　補助対象工事等の完了の日から４０日又は平成　　年　　月　　日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

⑶　本補助金の交付を受けて設置した機器を、補助対象工事等の完了の日から６年以内に、市長の承認を受けないで除却し、廃棄し、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

⑷　この交付条件及び広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱及び広島市補助金交付規則の規定を順守すること。なお、交付条件等の規定に違反した場合、補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

第３号様式（第９条関係）

広島市指令環温第　　号
平成　　年　　月　　日

様

広島市長　松井　一實　　印
（環境局温暖化対策課）

広島市家庭用燃料電池設置補助金不交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付けで交付申請のあった広島市家庭用燃料電池設置補助金については、下記の理由により、補助金不交付決定をしたので、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

補 助 金 名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金不交付決定の理由	

第４号様式（第１０条関係）

捨印

※市記入欄

受付番号	

平成　　年　　月　　日

（宛　先）
広　島　市　長

申請者　郵便番号
住　　所

フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号
日中の連絡先

広島市家庭用燃料電池設置計画変更申請書

平成　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた広島市家庭用燃料電池設置補助金について、下記のとおり変更したいので、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第１０条第１項の規定により申請します。

記

補　助　金　名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金交付決定番号	H　　－　　号
変　更　内　容	
変　更　理　由	

第５号様式（第１０条関係）

捨印

※市記入欄

受付番号	

平成　　年　　月　　日

（宛　先）
広　島　市　長

申請者　郵便番号
住　　所

フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号
日中の連絡先

広島市家庭用燃料電池設置計画廃止申請書

平成　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた広島市家庭用燃料電池設置補助金について、下記のとおり廃止したいので、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第１０条第２項の規定により申請します。

記

補　助　金　名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金交付決定番号	H　　－　　号
廃　止　の　理　由	

第６号様式（第１２条関係）

捨印

※市記入欄

受付番号	

平成　　年　　月　　日

（宛 先）
広 島 市 長

申請者　郵便番号
住　　所
フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号
日中の連絡先

広島市家庭用燃料電池設置補助金実績報告書兼交付請求書

平成　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた広島市家庭用燃料電池設置補助金について、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり実績報告及び交付請求します。

記

１　補助対象工事等区分

区　分	□ 住宅に家庭用燃料電池を設置 □ 家庭用燃料電池が設置された住宅を購入

２　補助対象機器の設置場所

設置場所の住所	広島市　　区　　丁目

３　補助対象機器

補助対象機器の概要

	品名番号	製造番号	製造事業者名
燃料電池ユニット			
貯湯ユニット			

機器費及び工事費（消費税を含まない額）	円

４　補助対象工事等計画

工事請負契約日 （売買契約日）	平成　　年　　月　　日
設置工事着工日	平成　　年　　月　　日
設置工事完了日	平成　　年　　月　　日
使用開始予定日	平成　　年　　月　　日

５　補助金交付請求

補助金交付決定番号	Ｈ　　－　　号										
補助金交付請求額	５０，０００円										
※振込先	金融機関名										
	本店・支店名							店コード			
	口座番号							預金種目	普通・当座		
	口座名義	フリガナ									
		口座名義									

※ 申請者本人の口座を指定してください。 ゆうちょ銀行の場合は、通帳の写しを添付してください。

⇒　裏面の必要書類を添付してください。

□ 必要な添付書類

実績報告書に添える書類		実績報告書に添える書類
1	補助対象機器に係る領収書の写し	補助対象機器の機器費及び工事費の額を交付申請時から変更したときは、変更後の費用が明記されている書類を別途、提出
2	補助対象機器の保証書の写し	補助対象機器の製造事業者名及び品名番号が明記されている保証書の写し
3	補助対象機器の設置後の現況写真	補助対象機器の設置後の現況を示す以下のカラー写真 ①補助対象機器の全景 ②補助対象機器の燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号が確認できる銘板 ③補助対象機器が設置された住宅の全景
4	住民票の写し	申請書に添付していない場合に提出
5	その他市長が必要と認める書類	

第７号様式（第１３条関係）

広島市指令環温第　　号
平成　　年　　月　　日

様

広島市長　松井　一實　　印
（環境局温暖化対策課）

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付金額確定通知書

平成　　年　　月　　日付けで交付決定した広島市家庭用燃料電池設置補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第１３条第１項の規定により通知します。

記

補　助　金　名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金交付決定番号	H　－　号
補助金交付決定額	５０，０００円
補助金支払予定日	平成　　年　　月　　日

※　補助金支払予定日は、目安であり、実際の振込日は前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

第８号様式（第１４条関係）

広島市指令環温第　　号
平成　　年　　月　　日

様

広島市長　松井　一實　　印
（環境局温暖化対策課）

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定取消通知書

平成　　年　　月　　日付けで交付決定した広島市家庭用燃料電池設置補助金については、下記の理由により交付決定を取り消したので、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第１４条第２項の規定により通知します。

記

補　助　金　名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金交付決定番号	H　　－　　号
補助金不交付決定の理由	

第９号様式（第１６条関係）

※市記入欄

受付番号	

（宛　先）

平成　　年　　月　　日

広　島　市　長

申請者　郵便番号

住　　所

フリガナ

氏　　名　　印

電 話 番 号

日中の連絡先

広島市家庭用燃料電池稼働状況報告書

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり家庭用燃料電池の稼働状況について報告します。

記

１　補助金交付

補　助　金　名	広島市家庭用燃料電池設置補助金
補助金交付決定番号	H　－　号

２　実績報告

	①発生電力量（kWh）	②購入電力量（kWh）		③ガス使用量（㎥）	
		前年当月	当月	前年当月	当月
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
平成　年　月分					
合　計					

第１０号様式

平成　　年　　月　　日

（宛　先）
広　島　市　長

同意者　郵便番号
住　　所
フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号

同　意　書

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱の規定に基づき、補助対象工事等を予定している住宅は、私が所有（共有）しているため、申請者が広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱の規定を遵守することを条件に、申請者が補助対象工事等を行うことに同意します。

なお、今回、補助金の交付申請を行う補助対象機器について、今後、私の名義で広島市家庭用燃料電池設置補助金の交付申請は行いません。

申請者の氏名	
対象住宅の所在地	〒 広島市　　区　　丁目

印

第１１号様式

平成　　年　　月　　日

（宛　先）
広　島　市　長

申請者　郵便番号
住　　所
フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号
日中の連絡先

納税証明書の不添付理由書

私は、下記の理由により、広島市税の納税証明書の交付を受けることができないため、広島市税の納税証明書の添付はできません。

記

□ 平成＿＿年＿＿月＿＿日に、＿＿＿＿＿＿から広島市へ転入したため
□ 平成＿＿年＿＿月＿＿日に、＿＿＿＿＿＿から広島市へ転入する予定であるため
□ その他（　　）

※ いずれかの項目に必要事項を記入してください。

印

第１２号様式

平成　　年　　月　　日

（宛　先）
広　島　市　長

申請者　郵便番号
住　　所
フリガナ
氏　　名　　印

電 話 番 号
日中の連絡先

覚　　書

私は、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱の規定に基づき、実績報告書提出時に下記の補助対象機器が設置された住宅の住所における住民票を提出します。

記

補助対象機器が設置された住宅の住所　　広島市　　区　　丁目